

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、食費等の物価高騰等の増加の影響で、損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）を見舞う観点から、特別給付金を支給します。

支給対象者 ①②両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）



①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。）

②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給金額 対象児童1人当たり 一律5万円

申請期間 令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）



支給の手続き

- 給付金を受け取るには申請が必要です。（ひとり親分・申請不要分を受け取っていない方）
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにかつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口へ直接または郵送で提出してください。
- 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して振込指定口座に振り込みます。

詳細は町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせ先までお電話ください。

《子育て世帯生活支援特別給付金の申請は令和5年2月末までです》

記載内容の不備や、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給されませんのでご注意ください。

「子育て世帯生活支援特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

【お問い合わせ先】

かつらぎ町役場新型コロナウイルス感染症対策総合窓口

TEL 0736-22-0300 ・ 受付時間 平日9:00～17:00（祝日を除く）

